

紀宝町空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、紀宝町における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近い将来居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、所有者等が事業として賃貸、分譲等の用途に供する建物又は土地を除く。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者は、「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）、「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）及び誓約書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンク登録台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の要件を満たしていないもの
- (2) 当該空き家の所有者が、第2条第2号の要件を満たしていないもの
- (3) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの

3 町長は、必要に応じて当該空き家の空き家バンクへの登録の適否について調査することができる。

4 当該申込者（以下「登録者」という。）は、前項の調査に協力するものとする。

5 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了通知書（様式第4号）を登録者に通知するものとする。

6 町長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、登録者の住所、氏名、権利関係、電話番号等の個人情報を除き、紀宝町ホームページ等に掲載し周知するものと

する。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第5項の規定による登録完了通知書の通知を受けた登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書(様式第5号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は「空き家バンク」取消願書(様式第6号)の届出があったときは、当該空き家バンク登録台帳から削除するとともに、「空き家バンク」取消通知書(様式第7号)を当該登録者に通知するものとする。

(空き家利用希望者の利用申込み等)

第7条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」利用希望申込書(様式第8号)及び誓約書(様式第9号)に必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。また、当該空き家登録者の代理又は媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様に情報を提供するものとする。

3 利用希望者は、空き家に定住又は定期的に滞在して、紀宝町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、自治会に入会し、定住する集落の決まりに則って生活するなど地域住民と協調して生活するよう努めるものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 町長は、登録までの手続を行い、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

3 登録者は交渉の結果について、交渉結果報告書(様式第10号)により、町長に報告しなければならない。ただし、媒介業者に依頼している場合は、「紀宝町空き家バンク事業実施に伴う媒介等の協定」による報告に替えることができる。

(個人情報の保護)

第9条 空き家バンク運用に関する個人情報の取扱いについては、紀宝町個人情報保護条例(平成18年紀宝町条例第9号)の定めるところによる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

紀宝町長 様

住 所

氏 名 ④

「空き家バンク」登録申込書

紀宝町空き家バンク事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申込みます。

1 契約交渉については、次の方法を選択します。

※いずれかの（ ）内に○を記入してください。

（ ） 直接型（契約交渉に関わるすべてについて、登録者と利用希望者の両者間で責任をもって行います。）

（ ） 間接型（契約交渉に関わるすべてについて、（公社）三重県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会三重県本部に所属する媒介業者へ依頼します。併せて、同協会へ情報の提供を承諾します。ただし仲介手数料がかかります。）

2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。

3 家屋情報等の確認のため、町の税情報の使用を認めます。

4 登録情報及び空き家写真について、紀宝町ホームページへの掲載に同意します。

（注1）紀宝町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「登録者」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。なお、媒介業者へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

（注2）紀宝町個人情報保護条例（平成18年紀宝町条例第9号）に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

様式第2号（第4条関係）

「空き家バンク」登録カード

物件番号		第		号		契約交渉		<input type="checkbox"/> 直接型		<input type="checkbox"/> 間接型		
申込者	住所	〒										
	氏名											
	T E L					携 帯						
	F A X					E メール						
空き家の所在地		紀宝町 番地										
賃貸・売却の別		<input type="checkbox"/> 賃貸 希望賃料 円/月 敷金等 円 <input type="checkbox"/> 売却（ <input type="checkbox"/> 土地と建物 <input type="checkbox"/> 建物のみ） 希望価格 円 ※どちらでも良い場合は両方ともチェックして金額をご記入ください。										
空き家の状況	権利関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）										
	家屋登記の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し										
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）										
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> その他（ ）										
	延床面積	1階	m ² （ 坪）				2階	m ² （ 坪）				
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 和室（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ）				2階	<input type="checkbox"/> 和室（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ）				
建築時期	明治・大正・昭和・平成 年（頃） 築 年経過											

	増築・改築	時期と内容 ()		
	補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	家財等自己所有物	<input type="checkbox"/> 有り (契約成立時の対処:) <input type="checkbox"/> 無し		
	空き家になった時期	昭和・平成 年頃		
敷地の状況	権利関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	面積	m ² (坪)		
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有り (台分) <input type="checkbox"/> 無し		
設備関係	電気	<input type="checkbox"/> 即使用可 <input type="checkbox"/> 休止中 <input type="checkbox"/> その他 ()	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 ()
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ()
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸・山水 <input type="checkbox"/> 即使用可 <input type="checkbox"/> 休止中 <input type="checkbox"/> その他 ()	浄化槽	<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽 <input type="checkbox"/> 町営 <input type="checkbox"/> 個人管理 <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ()
	その他			
物件の特徴				
特記事項				
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日	
登録日	年 月 日	権利等確認		
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考				

様式第2号（第4条関係）

別紙1

位置図

○記入については、目印となる建物、道路、河川等の名称も併せて記入してください。

間取り図

建物・1階

建物・2階

様式第4号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

紀宝町長

⑩

「空き家バンク」登録完了通知書

紀宝町空き家バンク事業実施要綱第4条第5項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したので次のとおり通知します。

物件番号： 第 号

登録日： 年 月 日

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

紀宝町長 様

住 所

氏 名 ⑩

「空き家バンク」登録変更届書

紀宝町空き家バンク事業実施要綱第5条の規定により、「空き家バンク登録台帳」の変更をしたいと思いますので届け出ます。

物件番号 第 号

変更内容 様式第2号による。

※様式第2号へ変更箇所を記載し、提出してください。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

紀宝町長 様

住 所

氏 名 ⑩

「空き家バンク」取消願書

紀宝町空き家バンク事業実施要綱第6条の規定により、空き家バンクへの登録を取消したいので届け出ます。

物件番号 第 号

取消理由

様式第7号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

紀宝町長

⑩

「空き家バンク」取消通知書

紀宝町空き家バンク事業実施要綱第6条の規定により、空き家バンク登録を取消したので通知します。

物件番号： 第 号

住 所：

氏 名： 様

取消理由：

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

紀宝町長 様

住 所

氏 名 ⑩

「空き家バンク」利用希望申込書

紀宝町空き家バンク事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申込みます。

希望物件番号	第 号
定住等の別	1. 定住 2. 定期的利用 3. その他（ ）
購入又は賃借の別 及び希望価格	1. 購入 希望価格 万円程度 2. 賃借 希望家賃月額 万円程度 ※どちらでもよい場合は両方に金額を記入してください

同居する世帯構成

氏 名	続柄	年 齢	氏 名	続柄	年 齢

<連絡先>電話番号 携帯番号
FAX 番号 Eメール

（注1）紀宝町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「登録者」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。なお、媒介業者へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

（注2）紀宝町個人情報保護条例（平成18年紀宝町条例第9号）に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

様式第9号（第7条関係）

誓約書（利用希望者用）

紀宝町長 様

私は、紀宝町空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）の利用申込みにあたり、紀宝町空き家バンク事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で申込みます。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱を遵守するとともに、空き家登録者との誠意ある交渉・契約に臨み、交渉・契約に関する問題が起きた場合は、私と空き家登録者との間で解決することを誓約いたします。

なお、「空き家バンク」を利用することで得られた情報については、紀宝町個人情報保護条例（平成18年紀宝町条例第9号）に基づき、本事業の目的以外に決して利用しません。

今後、空き家を利用することとなった時は、紀宝町の自然環境、生活文化等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、地域との協調連携に努めることを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

紀宝町長 様

住 所

氏 名 ⑩

交渉結果報告書

紀宝町空き家バンク事業実施要綱第8条第3項の規定により、次のとおり報告します。

物件番号	第 号
相手方 (利用希望者)	住 所：
	氏 名：
成立可否	<input type="checkbox"/> 成立 <input type="checkbox"/> 不成立
契約締結日	年 月 日
価 格	<input type="checkbox"/> 売却 金 円
	<input type="checkbox"/> 賃貸 金 円 (月額) 契約期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
仲 介	有 り (仲介手数料 円) ・ 無 し
備 考	